

全国こども政策関係部局長会議（令和5年度）資料
厚生労働省社会・援護局 訂正履歴

「全国こども政策関係部局長会議（令和5年度）」において、掲載内容に誤りがございました。ご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、以下のとおり適切な表現、内容に訂正させていただきます。

○P2 [訂正後] 下線部分を訂正

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の 346 市町村（令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

○P2 [訂正前]

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の 364 市町村（令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業

に必要な財源を交付する。

○P8 [訂正後] **下線部分を訂正**

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は 44 道府県が取り組んでいる）。

○P8 [訂正前]

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は 44 都道府県が取り組んでいる）。

○P9 [訂正後] **赤線の囲み部分を訂正**

表6（全国研修の概要（令和5年度の例））

【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修 （第1回と第2回 の間に、自治体が 自主的に実践研修 を行うことを想 定）	①令和6年1月 ②令和5年10 月、令和6年2月
---------	---	--	--------------------------------

○P9 [訂正前]

表6（全国研修の概要（令和5年度の例））

【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修 （第1回と第2回 の間に、自治体が 自主的に実践研修 を行うことを想 定）	①令和5年9月 ②令和5年10 月、令和6年2月
---------	---	--	--------------------------------

OP 1 1 [訂正後] **赤字部分を追記**

表 8 (多様な施策との連携通知)

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策[←] ・障害保健福祉施策[←] ・子ども・子育て支援施策[←] ・生活困窮者自立支援制度[←] ・生活保護制度[←] ・成年後見制度利用促進に係る取組[←] ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等[←] 	令和 3 年 3 月 31 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業[←] 	令和 3 年 4 月 1 日[←]
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度[←] ・地域力創造施策[←] 	令和 3 年 10 月 1 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策[←] 	令和 3 年 12 月 1 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策[←] 	令和 4 年 3 月 1 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏[←] 	令和 4 年 6 月 30 日 [←]

OP 1 1 [訂正前]

表 8 (多様な施策との連携通知)

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策[←] ・障害保健福祉施策[←] ・子ども・子育て支援施策[←] ・生活困窮者自立支援制度[←] ・生活保護制度[←] ・成年後見制度利用促進に係る取組[←] ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等[←] 	令和 3 年 3 月 31 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度[←] ・地域力創造施策[←] 	令和 3 年 10 月 1 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策[←] 	令和 3 年 12 月 1 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策[←] 	令和 4 年 3 月 1 日 [←]
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏[←] 	令和 4 年 6 月 30 日 [←]

OP 1 2 [訂正後] **下線部分を訂正**

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウ

を十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）（令和4年6月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

○P12 [訂正前]

② 参加支援

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。